

芦屋市分別収集計画
(第6期)

平成22年6月
芦 屋 市

芦屋市分別収集計画

平成 22 年 6 月 30 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を形成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市では、焼却灰とばいじん処理物の最終処分場が市内に確保できないため、安全に安定して処理ができる大阪湾広域臨海整備センター（神戸沖埋立処分場）に埋立処分を委託しているが、平成 32 年度には、埋立が完了するため、次の候補地を探す必要がある。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第 8 条に基づいて一般廃棄物の根幹である容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・県・市がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られる。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- (1) 昭和 56 年度から実施している資源ごみ集団回収事業は、自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で取り組まれ、広く市民に定着しているため、本計画に組み入れる。
- (2) ごみの減量と再利用を促進するため、平成 13 年 10 月から粗大ごみの収集・処理の有料化を実施し、粗大ごみの品目や大きさに応じて、300 円から 2,400 円の範囲で 300 円ごとに料金の設定をしている。

その収集した粗大ごみの中から自転車、家具類など再生可能な資源を回収し、修理、再生後、再生品として市民への利用を促すリユ

ースフェスタを無料展示（家具類のみ）と有料展示（自転車・家具類）を開催し，ごみの減量化及び再利用を促進する。

- (3) 平成16年4月から「段ボール」,「雑誌・チラシ・その他紙類」,「新聞」,「紙パック」の分別収集を新たに開始した。
現在では，住民に定着してきており，当面は，現行の分別方法を継続する。
- (4) 市民・事業者・県・市がそれぞれの役割を分担していくため，「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」で報告を行った「芦屋市一般廃棄物処理計画」に基づいたごみの減量化・再資源化に関する取組を盛り込んだ分別収集計画とする。
- (5) 市民一人一人の生活の中で，ごみを減らすことが必要であるため，ごみの分別に関すること，再資源化物の流れ，再生品の種別及びその利用促進など，総合的に啓発することにより，循環型社会の実現を目指した分別収集計画とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は，平成23年4月を始期とする5年間とし，3年毎に改訂する。

4 対象品目

本計画は，容器包装廃棄物のうち，スチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（無色，茶色，その他），飲料用紙製容器，段ボール，紙製容器包装，ペットボトルを対象とする。

プラスチック製容器包装は，分別収集に必要な施設及び人員を確保する必要があり，また，ダイオキシン類低減対策として，高温焼却するための燃料源としているため，現在のところ分別収集をしていない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	4,186 t	4,212 t	4,238 t	4,264 t	4,290 t

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
カン類	スチール製容器	175 t	176 t	178 t	179 t	180 t
	アルミ製容器	142 t	143 t	144 t	145 t	146 t
	小計	317 t	319 t	322 t	324 t	326 t
ビン類	無色のガラス製容器	283 t	285 t	286 t	288 t	290 t
	茶色のガラス製容器	151 t	152 t	153 t	154 t	155 t
	その他のガラス製容器	161 t	162 t	163 t	164 t	165 t
	小計	595 t	599 t	602 t	606 t	610 t
飲料用紙製容器		144 t	144 t	145 t	146 t	147 t
段ボール		1,079 t	1,086 t	1,093 t	1,100 t	1,106 t
その他紙製容器包装		666 t	671 t	675 t	679 t	683 t
ペットボトル		192 t	193 t	194 t	195 t	196 t
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	62 t	62 t	62 t	62 t	63 t
	その他のプラスチック製容器包装	1,131 t	1,138 t	1,145 t	1,152 t	1,159 t
	小計	1,193 t	1,200 t	1,207 t	1,214 t	1,222 t
合計		4,186 t	4,212 t	4,238 t	4,264 t	4,290 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。また、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」では、ごみの減量化・再資源化の推進とその活動について協議をする。

(1) 環境教育，啓発活動の充実

ごみの減量化・再資源化についての関心を高めるため、市内の小・中学生を対象にポスターの募集を行い、市民センターや市役所庁舎内に展示をし、広く市民に環境問題を啓発する。また、芦屋市家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダー、広報あしや環境特集号、リユースフェスタ、環境処理センターの施設見学会などの啓発活動を通して、ごみ問題について認識を深め、市民、事業者、市が連携して、5R生活の普及を推進し、地球環境問題の中のごみ問題を取り上げ、啓発活動に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の拡大を図り、小売店等での簡易包装を推進する。

(3) 買い物袋の持参の徹底

買い物袋持参運動を芦屋市消費者協会と共に推進し、買い物の際に買い物袋を持参することで排出される包装ごみの削減に取り組む。

また、芦屋市と生活共同組合コープこうべは、平成19年5月31日に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を締結し、環境を大切にしたい「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現に向け、市民・事業者・市が協働して推進する「ごみの減量化・再資源化」の一つとして、レジ袋を削減する。

(4) 資源ごみ集団回収事業の推進

自治会等の資源ごみ集団回収報奨金制度を活用している活動団体は、平成21年度現在、156団体あり、回収した資源ごみ量は、年間約4,080トンに達している。

このように広く市民の間に定着しているこの制度が円滑に進むよう引き続き、資源ごみ集団回収報奨金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

環境処理センターの整備状況及び再商品化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度と本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック, 段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料, しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	117.0 t		118.0 t		118.0 t		119.0 t		120.0 t	
主としてアルミ製の容器	68.0 t		69.0 t		69.0 t		69.0 t		70.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 210.0 t		(合計) 211.0 t		(合計) 213.0 t		(合計) 214.0 t		(合計) 215.0 t	
	(引渡数量) 207.0 t	(独自処理数量) 3.0 t	(引渡数量) 208.0 t	(独自処理数量) 3.0 t	(引渡数量) 210.0 t	(独自処理数量) 3.0 t	(引渡数量) 211.0 t	(独自処理数量) 3.0 t	(引渡数量) 212.0 t	(独自処理数量) 3.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 114.0 t		(合計) 114.0 t		(合計) 115.0 t		(合計) 116.0 t		(合計) 116.0 t	
	(引渡数量) 106.0 t	(独自処理数量) 8.0 t	(引渡数量) 106.0 t	(独自処理数量) 8.0 t	(引渡数量) 107.0 t	(独自処理数量) 8.0 t	(引渡数量) 108.0 t	(独自処理数量) 8.0 t	(引渡数量) 108.0 t	(独自処理数量) 8.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 119.0 t		(合計) 120.0 t		(合計) 121.0 t		(合計) 121.0 t		(合計) 122.0 t	
	(引渡数量) 119.0 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 120.0 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 121.0 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 121.0 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 122.0 t	(独自処理数量) 0 t
主として紙製の容器であって、紙製の容器に用いた材料のうち、紙製の容器に用いた材料を除く。	39.0 t		39.0 t		39.0 t		40.0 t		41.0 t	
主として段ボール製の容器	748.0 t		753.0 t		758.0 t		762.0 t		767.0 t	
主として紙製の容器であって、上記以外のもの	(合計) 8.0 t									
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 8.0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料を充填するためのもの	(合計) 166.0 t		(合計) 167.0 t		(合計) 168.0 t		(合計) 169.0 t		(合計) 170.0 t	
	(引渡数量) 135.0 t	(独自処理数量) 31.0 t	(引渡数量) 136.0 t	(独自処理数量) 31.0 t	(引渡数量) 137.0 t	(独自処理数量) 31.0 t	(引渡数量) 138.0 t	(独自処理数量) 31.0 t	(引渡数量) 139.0 t	(独自処理数量) 31.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 21.0 t									
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 21.0 t								
(うち白色トレイ)	(合計) 21.0 t									
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 21.0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

人口は、芦屋市総合計画書の将来推計人口を参考としている。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
94,638 人 (対前年度比) 100.6%	95,237 人 (対前年度比) 100.6%	95,835 人 (対前年度比) 100.6%	96,434 人 (対前年度比) 100.6%	97,033 人 (対前年度比) 100.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会や集合住宅管理組合等で集団回収を行っている「カン」、「紙パック」、「段ボール」については、引き続き各団体が分別収集を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	市による定期回収 店頭回収	市 民間業者
	アルミ製容器		市による定期回収 住民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期回収 店頭回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器		市による定期回収 店頭回収	
	その他のガラス製容器		市による定期回収	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 住民団体による集団回収 店頭回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 住民団体による集団回収	市 民間業者
	その他紙製容器包装	上記以外のその他紙製容器包装	市による定期回収	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収 店頭回収	市 民間業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

「紙パック」、「段ボール」、「その他紙類」は、市が収集し計量後、直接再生業者に運び、再資源化している。

「カン」、「ビン」、「ペットボトル」は、本市の環境処理センターで選別、圧縮・保管している。

選別、圧縮・保管は、適切な維持管理を行いながら、減量化・再資源化の向上を図る施設整備を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カ ン	ポリ袋	2t パッカー車	環 境 処 理 セ ン タ ー (選 別 , 圧 縮 ・ 保 管 施 設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	ビ ン	ポリ袋	2t パッカー車	
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス 製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛るか, 袋	2t パッカー車	再生業者
段ボール	段ボール	縛るか, 袋	2t パッカー車	再生業者
その他紙製容器 包装	上記以外のそ の他紙製容 器包装	縛るか, 袋	2t パッカー車	環境処理センター
ペットボトル	ペットボトル	ポリ袋	2t パッカー車	環境処理センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民・事業者・県・市の委員で構成した「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、推進体制を整備する。

また、今後、「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、紙類等の再生資源の持ち去り行為を防止する予定をしている。

上記のとおり「芦屋市分別収集計画」を定める。

芦屋市長 山中 健